

国立産業財産機関
(ポルトガル)
(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料		附属書 P T. I
委 任 状		附属書 P T. II
譲渡証書		附属書 P T. III

略語のリスト

- 国内官庁： 国立産業財産機関（ポルトガル）
P T L： 産業財産法（ポルトガル）
A P L： 施行手続法

指定（又は選択）官庁 PCT	国立産業財産機関 （ポルトガル） 国内段階に入るための要件の概要	概要 PCT
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月	
要求される国際出願の翻訳文の言語	ポルトガル語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求されない	
国内手数料 ¹	通貨：ユーロ（EUR） 特許： 出願手数料 ² …………… EUR 123.00 実用新案： 出願手数料 ² …………… EUR 215.24	オンライン 紙形式 EUR 246.00 EUR 430.48
国内手数料の免除、減額又は払戻し	なし	
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2） ³	国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名 ^{4, 5} 出願人が発明者でない場合には、譲渡又は移転証書 ⁴ 出願人がポルトガルに居住していない場合には、代理人の選任 ⁵	
誰が代理人として行為できるか？	公認の産業財産代理人、選任された弁護士又は登録された代表者	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか （PCT規則49の3.2）？	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	

1 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合であっても、出願人は出願手数料の50%の割増料を支払うことを条件に、適用期間の満了から1か月以内に翻訳文を提出し、手数料を支払うことができる。

2 公開及び審査手数料を含む。

3 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

4 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

5 電子メールアドレス又はファックス番号が提出されていない場合。

国内段階の手續

PT. 01 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6. 002及び6. 003項を参照）。

PT. 02 手数料（支払方法）

本章及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書PT. I に概説されている。

PT. 03 委任状

委任状を提出して代理人を選任しなければならない。見本は附属書PT. II に示されている。

PTL Art. 368.1-3

PT. 04 年金

最初の2年間分の年金は出願手数料に含まれる。国際出願日から3年目以降の各年については、対応する権利が付与されていなくても年金を支払う。3年目及び4年目の年金について、国内官庁は100%減額を適用している（出願人は支払が不要である）。ただし、出願人は3年目及び4年目について特許を維持するよう国内官庁に表示しなければならない。最初の支払は、国際出願のポルトガル語による翻訳文の提出後、翻訳文の提出後の出願日の次の応当日から3箇月以内に行わなければならない。その後の年金は、国際出願日の各年の応当日前6箇月の期間内に支払う。各年の応当日から6箇月以内であれば、50%の割増料を伴って遅延支払をすることができる。年金の額は附属書PT. I に示されている。

PT. 05 譲渡証書

出願人が、自分が出願人でない先の出願の優先権を主張した場合には、譲渡証書（又は複数の証書）を提出しなければならない。詳細については、附属書PT. III の証書見本（正式の様式ではない）を参照。認証は要求されない。期間は概要を参照。出願人が発明者でない場合には、発明者を特定し、特許に対する権利を出願人が取得した方法を記載すれば十分である。

PCT Art. 28
41

PT. 06 出願の補正

出願人は、特許付与まで、国際出願を補正又は補充することができる。ただし、出願の主題の範囲がそれにより拡張されないことを条件とする。補正の請求は手数料の支払を条件とする。

PTL Art. 69

PT. 07 出願の公開

国際公開後、国内官庁は、出願が国内段階に移行した旨の通知を、出願を特定するためのすべての関連要素とともに、産業財産権公報で公表する。この通知を公開した日から2箇月以内であれば、第三者は、手数料の支払を条件として異議を申し立てることができる。この手数料の額は附属書PT. I に示されている。異議申立がなければ、出願は実体審査の対象となる。

PT. 08 実体審査

すべて出願は実体審査の対象となるが、特別の請求は不要である。

PTL Art. 70

PT. 09 付与の公開

審査によって特許付与が可能な結果となった場合、付与許可の通知が産業財産権公報に掲載される。

PCT Art. 25
PCT Rule 51
APL Art. 158
et seq.

PT. 10 P C T 第25条の規定に基づく検査

関係手續は国内段階6. 018から6. 021項に概説されている。P C T 第25条の規定に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定する場合には、業務部長の決定に対する審判を国内官庁の長官に請求することができる。国内官庁が業務部長の決定を追認した場合には、管轄大臣に別の審判を請求し、最終的にはリスボン行政裁判所へ提訴して判決を求めることができる。この額は附属書PT. I に示されている。

PCT Art.	24(2) 48(2)	PT. 11 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容 出願人が正当な理由により国際段階において又は国内官庁に対する期間を遵守できなかった場合には、権利の回復を請求することができる。回復請求は書面で国内官庁に行わなければならない。請求には、根拠となる理由を記載し、依拠する事実を陳述しなければならない。
PCT Art.	4(3) 43	PT. 12 実用新案 出願人がポルトガルにおいて、国際出願に基づき、
PCT Rule	49bis.1 (a), (b) 76.5	(i) 特許に代えて、又は (ii) 特許に追加して、
PTL Art.	119	実用新案登録の取得を希望する場合、出願人は、第22条又は第39条で規定する行為をする時点で、国内官庁にその旨を表示する。
PTL Art.	119.5-6 142	PT. 13 国際出願が特許に代えて実用新案登録を求めるものである場合、その要件は基本的に特許についてと同じであるが、審査手数料については、出願人が発明の審査を請求する場合にのみ要求される。実用新案の最長保護期間は10年である。同一発明について特許が付与された後、その実用新案の有効性は消滅する。 PT. 14 国際出願が実用新案登録及び特許の両方を求めるものである場合、出願人は国内段階へ移行するために適用される期間内に、特許出願の場合と同じ要件を満たさなければならない。更に例外的に、次の要件も満たさなければならない。 (i) 特許及び実用新案の両方について、2件分の出願手数料の支払 (ii) 国際出願がポルトガル語によるものでなければ、ポルトガル語翻訳文2通の提出
PTL Art.	132	PT. 15 実体審査 2019年7月1日以降、すべての実用新案登録出願は、出願人が請求した場合に限り実体審査の対象となる。2019年7月1日より前に行われた非審査の実用新案であって依然として出願係属中又は既に付与済のものに関して、出願人は所定の期間内に審査請求が可能である。この場合には、この選択肢を出願書類で選択するか、又は審査を事後請求するのであれば、そのために用意された様式に記入し、対応する手数料を支払わなければならない。
PTL Art.	6 (経過措置)	PT. 16 実用新案の仮付与 2019年7月1日より前に行われた非審査の実用新案であって依然として出願係属中のものは、実体審査の対象とされず異議申立も行われていなければ、実用新案の仮付与が可能である。ただし、2019年7月1日以降、国内官庁は非審査の実用新案を認めていない。 PT. 17 PT.13で言及する場合において、国際出願に図面が含まれていなければ、出願人はPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に図面を提出しなければならない。出願人が適用される期間内に図面を提出しない場合、国内官庁は通知で定める期間内に図面を提出するよう出願人に求める。国際出願が実用新案登録出願に出願変更された場合（次項参照）、図面は出願変更願書とともに提出しなければならない。 PT. 18 出願変更 出願人が概要に記載する特許出願に関する国内段階移行の要件を満たした後に、国際特許出願を実用新案登録出願に出願変更することができる。出願変更は附属書PT. Iに表示する変更手数料の支払を条件とする。特許の付与まで請求することができる。 PT. 19 出願人が概要に記載する実用新案登録出願に関する国内段階移行の要件を満たした後に、国際実用新案登録出願を特許出願に変更することができる。出願変更は附属書PT. Iに表示する出願変更手数料の支払を条件とする。実用新案の付与まで請求することができる。

手 数 料

(通貨：ユーロ)

特 許	オンライン	紙形式
出願手数料（公開及び審査手数料を含む）	123.93	246.00
補正手数料：		
－出願人又は特許権者の詳細事項の補充	—	—
－請求の範囲，明細書，図面，要約，発明の名称又はその他の要素	30.75	61.50
特許から実用新案への変更手数料	215.24	430.48
年 金：		
－第1年度から第4年度	—	—
－第5年度	60.66	60.66
－第6年度	90.96	90.96
－第7年度	121.29	121.29
－第8年度	181.95	181.95
－第9年度	363.87	363.87
－第10年度から第11年度，各年	424.53	424.53
－第12年度	485.16	485.16
－第13年度	545.81	545.81
－第14年度	606.47	606.47
－第15年度から第16年度，各年	667.09	667.09
－第17年度から第18年度，各年	788.39	788.39
－第19年度から第20年度，各年	849.04	849.04
年金の遅延支払手数料	オンライン 手数料の50%	紙形式 手数料の50%
異議申立手数料	61.51	123.00
審判手数料（各段階）	184.49	368.98
権利回復手数料	184.49	368.98
優先権回復手数料	184.49	368.98
実用新案		
出願手数料（公開及び審査手数料を含む）	215.24	430.48
審査手数料 ¹	92.25	184.50
補正手数料：		
－出願人又は特許権者の詳細事項の補充	—	—
－請求の範囲，明細書，図面，要約，考案の名称又はその他の要素	30.75	61.50
実用新案から特許への変更手数料	123.00	246.00

1 非審査の実用新案について審査請求する場合には必ず支払う（2019年7月1日以降，国内官庁は非審査の実用新案を認めていない）。

	オンライン	紙形式
年 金：		
－第1年度から第4年度	—	—
－第5年度から第7年度, 各年	36.90	55.35
－第8年度から第10年度, 各年	43.02	61.61
年金の遅延支払手数料	オンライン 手数料の50%	紙形式 手数料の50%
異議申立手数料	61.51	123.00
審判手数料（各段階）	184.49	368.98
権利回復手数料	184.49	368.98
優先権回復手数料	184.49	368.98

手数料の支払方法

ポルトガル国民は、紙形式については現金、小切手、ATM又は郵便為替によって手数料を支払うことができる。オンライン形式についてはATMによって手数料を支払うべきである。

ポルトガル国民でない場合には、クレジットカードによるオンライン支払を行うべきである（Visa 又は Master Card）。

銀行振替による手数料支払は例外的な状況に限り認められる。詳細については国内官庁の次のメールアドレスまで確認されたい。servico.publico@inpi.pt

すべての支払には、出願番号（判明していれば国内出願番号。国内出願番号が不明であれば国際出願番号）、出願人の氏名若しくは名称及び支払う手数料の種類を表示しなければならない。

様 式（附属書PT. II－III）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 PT. II 委任状

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_pt.pdf

附属書 PT. III 譲渡証書

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_pt.pdf